

解散

26.12.31



収支報告書

会計	繰越	検算	転記	○	
(15)	(15)	(15)		○	

令和6年分
開催分

(ふりがな)

くさかまさきこうえんかい

1 政治団体の名称 日下正喜後援会

2 主たる事務所の所在地 広島県広島市中区土橋町2-18

ダイアパレス土橋1001号室

3 代表者の氏名

(姓) (名)
日下 正喜

4 会計責任者の氏名

(姓) (名)
山田 一成

事務担当者の氏名

(姓) (名)
木口 勇二

(電話) 082-942-0275

濱岡 貴史

(電話) 082-942-0275

(電話)

政治団体の区分

- | | |
|---------------------------------|--|
| ☐ 政党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項 |
| ☐ 政党の支部 | の規定による政治団体 |
| ☐ 政治資金団体 | ☒ その他の政治団体 |
| | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|--|--------------------------------------|
| ☒ 2以上の都道府県の区域等 | ☐ 同一の都道府県の区域内 |
|--|--------------------------------------|

資金管理団体の指定の有無

- | |
|---------------------------------------|
| ☒ 有 |
| ☐ 無 |
| 公職の種類 衆議院議員 |
| (現職・候補者の別) (現職) |
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名) |
| 日下 正喜 |

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|--|
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第2号に係る国会議員関係政治団体 |
| 公職の候補者の氏名 (姓) (名) |
| 日下 正喜 |
| 公職の種類 衆議院議員 |
| (現職・候補者の別) (現職) |
| 公職の候補者の氏名(2人目) (姓) (名) |
| |
| 公職の種類 (現職・候補者の別) |
| |
| 公職の候補者の氏名(3人目) (姓) (名) |
| |
| 公職の種類 (現職・候補者の別) |
| |

資金管理団体の指定の期間

令和6年1月1日 から
令和6年12月31日 まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

令和6年1月1日 から
令和6年12月31日 まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	2,211,106
(前年からの繰越額)	169,890
(本年の収入額)	2,041,216
支 出 総 額	2,211,106
翌年への繰越額	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	1,678,980	
(イ) うち特定寄附	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	356,080	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	2,035,060	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	2,035,060	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	こ の 頁 の 小 計	0	
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	6,156	
	合 計	6,156	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
1	日下正喜	1, 000, 000	R6/1/9	広島県広島市中区土橋町1-5-502	衆議院議員	
2	日下正喜	600, 000	R6/7/25	広島県広島市中区土橋町1-5-502	衆議院議員	
3	日下正喜	78, 980	R6/12/6	広島県広島市中区土橋町2-18ダイアパレス土橋1001号室	衆議院議員	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	1, 678, 980				
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合 計	1, 678, 980				

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
1	公明党広島県本部	136,080	R6/8/26	広島県広島市東区光町2丁目8番27号	栗原 俊二	
2	公明党衆議院比例区中国第3総支部	120,000	R6/6/30	広島県広島市中区土橋町2-43光花ビル406	日下正喜	事務所の無償提供
3	公明党衆議院比例区中国第3総支部	100,000	R6/11/30	広島県広島市中区土橋町2-43光花ビル406	日下正喜	事務所の無償提供
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	356,080				
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合 計	356,080				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	290,359	0	
(4) 事 務 所 費	170,692	0	
小 計	461,051	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	265,663	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,264,392	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	1,264,392	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	220,000	0	
小 計	1,750,055	0	
合 計	2,211,106		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	ホッチキス芯、飲料代他	11,909	R6/6/27	アスクル株式会社	東京都江東区豊洲3-2-3豊洲キュー ビックガーデン	
2	複写機リース代	117,150	R6/11/12	リコーリース株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	129,059				
	そ の 他 の 支 出	161,300				
	合 計	290,359				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	発送代 (10件)	17,970	R6/10/30	ヤマト運輸株式会社	東京都中央区銀座2-16-10	
2	廃棄物処理代	30,000	R6/10/30	三東運輸株式会社	東京都江戸川区篠崎町3-12-6	
3	政治資金監査報酬 (R5年分)	60,681	R6/12/6	税理士 山崎健一	山口県下関市熊野西町6番5号	
4	政治資金監査報酬 (R6年分)	49,386	R6/12/13	税理士 山崎健一	山口県下関市熊野西町6番5号	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	158,037				
	そ の 他 の 支 出	12,655				
	合 計	170,692				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	交通費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	航空・宿泊費	87,460	R6/10/8	株式会社JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館内地下4階	
2	乗車券	14,720	R6/10/28	東海旅客鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
この頁の小計		102,180				
その他の支出		29,530				
合 計		131,710				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					組織対策費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	5,370				
	合 計	5,370				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	交際費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
こ の 頁 の 小 計		0				
そ の 他 の 支 出		33,462				
合 計		33,462				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	組織活動費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	宿泊費	12,600	R6/10/23	グリーンリッチホテル松江駅前	島根県松江市朝日町493-1	
2	宿泊費	28,280	R6/10/23	アークホテル岡山	岡山市北区下石井2-6-1	
3	宿泊費	35,330	R6/10/26	株式会社東急レクリエーション	東京都渋谷区桜丘町24-4	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
こ の 頁 の 小 計		76,210				
そ の 他 の 支 出		18,911				
合 計		95,121				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		3. 機関紙誌の発行事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	機関紙誌の発行事業費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
1	通信印刷・郵送代	596,390	R6/1/11	株式会社ページ・ワン	広島県広島市西区楠木町1-8-3第三弘億ビル501	
2	通信印刷・郵送代	561,302	R6/7/26	株式会社ページ・ワン	広島県広島市西区楠木町1-8-3第三弘億ビル501	
3	作業料	99,000	R6/9/17	株式会社ページ・ワン	広島県広島市西区楠木町1-8-3第三弘億ビル501	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
こ の 頁 の 小 計		1,256,692				
そ の 他 の 支 出		7,700				
合 計		1,264,392				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		9. その他の経費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	事務所無償提供分	120,000	R6/6/30	公明党衆議院比例区中国第3総支部	広島県広島市中区土橋町2-43光花ビル406	
2	事務所無償提供分	100,000	R6/11/30	公明党衆議院比例区中国第3総支部	広島県広島市中区土橋町2-43光花ビル406	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
この頁の小計		220,000				
その他の支出		0				
合 計		220,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 1月 18日

政治団体の名称 日下正喜後援会

会計責任者の氏名

山田

一成



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

日下

正喜



政治資金監査報告書

令和7年1月17日

日下正喜後援会

代表 日下 正喜 殿

登録政治資金監査人 山崎 健一
登録番号 第 4 7 0 8 号
研修修了年月日 平成26年10月10日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、日下正喜後援会の令和6年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針1（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、解散により政治資金監査を実施する時点において日下正喜後援会の主たる事務所が存在しなくなったことから、登録政治資金監査人の事務所（山口県下関市熊野西町6番5号）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

日下正喜後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上